**変更届提出書類一覧（訪問介護・第１号訪問事業）**

**■ 届出について**

・届出の期限は変更日から**１０日以内**となっています。

**■ 届出方法**

・原則電子申請・届出システムで提出してください。

※システムでの入力が難しい場合は、郵送で送付してください。届出の写しを希望する場合は、返送先住所・宛名を記入し切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

**■ 介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）の指定を併せて受けている事業所は、総合事業の変更届の提出が必要です。**

**◆サービス情報の変更　提出書類一覧**

サービス情報の変更届については、**事業所単位での届出となります**。例えば同一所在地に同一法人の運営する複数の指定事業所がありそれぞれ移転するような変更が生じた場合、それぞれの事業所から届出書・添付書類の提出が必要となります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **変更する事項** | **提出書類** | **留意点** |
| **事業所の名称** | **・変更届出書（様式第一号（五））**  **・訪問介護事業所の指定に係る記載事項（付表第一号（一））**  **・運営規程**  ＜第１号訪問事業も併せて届出時＞  ・変更届出書（様式第三号（一））  ・訪問型サービス事業所の指定に係る記載事項（付表第三号（一））  ・運営規程  ※事業所番号は、同一所在地、同一名称の事業所に対して１つの事業所番号を付与しています。そのため以下のような場合、事業所番号が変更になります。  ①同一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、その一部の事業につき事業所名称を変更した場合  ②異なる事業所名称で事業を運営していたが、同一名称に統一するような場合 | 事業所名が定款等で定められている場合は、定款等変更の手続が必要です。  別の所在地にある事業所と同一名称を使用することはできません。  事業所番号が変更になる場合は**事前に**ご相談ください。 |
| **事業所の所在地（移転）** | **・変更届出書（様式第一号（五））**  **・訪問介護事業所の指定に係る記載事項（付表第一号（一））**  **・運営規程**  **・事業所の平面図※1**  **・事業所内外の写真(カラーに限る)**  **・案内図**  **・申請者（法人）所有の事業所でない場合は賃貸借契約書等の写し**  **・分譲マンションや公団等マンションの一画に事業所を置く場合は管理規約の写し**  ＜第１号訪問事業も併せて届出時＞  ・変更届出書（様式第三号（一））  ・訪問型サービス事業所の指定に係る記載事項（付表第三号（一））  ・運営規程  ※移転に際し、事業所の電話・ＦＡＸ番号が変更になる場合は、変更届出書に記載してください。変更がない場合は、その旨記載してください。  ※同一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、その一部の事業につき事業所名称を移転した場合は事業所番号が変更になりますので、**事前（移転前）**にご相談ください。 | 事業所所在地が定款等で定められている場合は、定款等変更の手続が必要です。  市区町村を越える移転の場合は、廃止届出と移転先の市町村で新規指定申請が必要となりますので、**事前（移転前）**にご相談ください。  区画整理等により住居表示が変更になった場合は運営規程の変更になります(次ページ参照)。  移転先に同一法人の運営する他の指定事業所がある場合、当該指定事業所の専用区画等の変更が必要になる場合があります。  ※1　介護福祉施設等の一画に事務所を設置する場合は施設内の位置関係等を確認しますので当該施設のフロア図も必要となります。 |

**◆サービス情報の変更　提出書類一覧　続き**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **変更する事項** | **提出書類** | **留意点** |
| **専用区画等の変更** | **・変更届出書（様式第一号（五））**  **・事業所の平面図※1**  **変更前・変更後（各部屋の用途、面積を明示）**  変更箇所が分かるようにしてください。  **・事業所内外の写真(カラーに限る)（変更部分のみ）**  ＜第１号訪問事業も併せて届出時＞  ・変更届出書（様式第三号（一）） | 同一所在地に同一法人の運営する他の指定事業所がある場合は当該事業所の届出が必要になる場合があります。  ※1　介護福祉施設等の一画に事務所を設置する場合は施設内の位置関係等を確認しますので当該施設のフロア図も必要となります。 |
| **管理者の**  **氏名及び住所** | **・変更届出書（様式第一号（五））**  **・訪問介護事業所の指定に係る記載事項（付表第一号（一））**  **・誓約書 (参考様式９【共通】)**  **・組織体制図(他の業務と兼務する場合のみ)**  **・老人居宅生活支援事業変更届出書**  ＜第１号訪問事業も併せて届出時＞  ・変更届出書（様式第三号（一））  ・訪問型サービス事業所の指定に係る記載事項（付表第三号（一））  ※婚姻等による氏名変更、又は引越し・住居表示の変更等による住所変更のみの場合  **・変更届出書（様式第一号（五））**  **・訪問介護事業所の指定に係る記載事項（付表第一号（一））**  **・老人居宅生活支援事業変更届出書　※2**  ＜第１号訪問事業も併せて届出時＞  ・変更届出書（様式第三号（一））  ・訪問型サービス事業所の指定に係る記載事項（付表第三号（一）） | 管理者変更に際し、事業所の  登録メールアドレスが変更に  なる場合は、その旨、電子  メールにてお知らせください。  ※2　氏名変更の場合のみ |
| **サービス提供責任者**  **・氏名**  **・住所**  **・人員の増減** | **・変更届出書（様式第一号（五））**  **・訪問介護事業所の指定に係る記載事項（付表第一号（一））**  **・資格を証する書類の写し**  旧ヘルパー2級及び介護職員初任者研修修了者は不可（2019.4.1～）  **・老人居宅生活支援事業変更届出書**  **・運営規程　※3**  ＜第１号訪問事業も併せて届出時＞  ・変更届出書（様式第三号（一））  ・訪問型サービス事業所の指定に係る記載事項（付表第三号（一））  **【サービス提供責任者の数に増減があった場合】**  ・付表１の「利用者の数」（前３月の利用者の平均数）を記入してください。  ※以下の場合にも変更届が必要となります。  婚姻等による氏名変更、又は引越し・住居表示変更等による住所変更のみの場合  **・変更届出書（様式第一号（五））**  **・訪問介護事業所の指定に係る記載事項（付表第一号（一））**  **・老人居宅生活支援事業変更届出書　※4**  ＜第１号訪問事業も併せて届出時＞  ・変更届出書（様式第三号（一））  ・訪問型サービス事業所の指定に係る記載事項（付表第三号（一）） | ※3　人員の増減の場合のみ  【人員基準】（抜粋）  ・利用者の数が40人又はその端数を増やすごとに1人以上の者。  ・利用者の数については、前3月の平均値を用いる。  ＊ただし、一定の要件を満たす場合、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1以上とすることができる。  ※4　氏名変更の場合のみ |

**◆サービス情報の変更　提出書類一覧　続き**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **変更する事項** | **提出書類** | **留意点** |
| **運営規程** | **①営業日・営業時間**  **②サービス提供日・時間**  **③通常の実施地域**  **④利用料金(実施地域以外の交通費)**  **⑤訪問介護員の増減　※5**  **①～⑤の変更があった場合**  **・変更届出書（様式第一号（五））**  **・訪問介護事業所の指定に係る記載事項（付表第一号（一））**  **・運営規程**  **・老人居宅生活支援事業変更届出書（③の場合のみ）**  ＜第１号訪問事業も併せて届出時＞  ・変更届出書（様式第三号（一））  ・訪問型サービス事業所の指定に係る記載事項（付表第三号（一））  ・運営規程  ※変更のあった箇所のみ記載してください。  **⑥区画整理等により住居表示が変更となった場合**  **・変更届出書（様式第一号（五））**  **・訪問介護事業所の指定に係る記載事項（付表第一号（一））**  **・運営規程**  **・住居表示変更の証明書等の写し**  ＜第１号訪問事業も併せて届出時＞  ・変更届出書（様式第三号（一））  ・訪問型サービス事業所の指定に係る記載事項（付表第三号（一））  ・運営規程 | 変更届に運営規程の変更前、変更後の内容を記載してください。  ※5　訪問介護員数の変更があった場合でも、その度の届出は不要です。管理者・サービス提供責任者の届出時に併せて届出てください。但し、指定基準を満たさなくなる場合は、この限りではありません。  【人員基準】  訪問介護員等は常勤換算方法で2.5以上(サービス提供責任者含む) |

**◆法人情報の変更　提出書類一覧【全サービス共通】**

法人情報の変更届については、**法人単位での届出となります**。同一法人の下に複数の指定事業所がある場合、１事業所からの届出をもって他の全ての事業所からの届出とみなします(**事業所一覧の添付必須**)。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **変更する事項** | **提出書類** | **留意点** |
| **法人の名称、**  **法人の所在地**  **※2** | 共通  **・変更届出書（様式第一号（五））**  ※移転に際し、法人の電話・ＦＡＸ番号が変更になる場合は、変更届出書に記載してください。  変更がない場合は、その旨記載してください。  **・履歴事項全部証明書（原本のみ）※1**  **・事業所一覧(参考様式11)**  法人が以下の①～⑩のサービスを運営している場合  **・**[**老人居宅生活支援事業変更届出書**](https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-fukushi/fukushido/_72625/_100629.html)  ①訪問介護、第1号訪問事業  ②定期巡回・随時対応型訪問介護看護  ③夜間対応型訪問介護  ④通所介護、第1号通所事業（特養併設の場合）  ⑤地域密着型通所介護（特養併設の場合）  ⑥（介護予防）認知症対応型通所介護（特養併設の場合）  ⑦（介護予防）短期入所生活介護（特養併設の場合）  ⑧（介護予防）小規模多機能型居宅介護  ⑨（介護予防）認知症対応型共同生活介護  ⑩看護小規模多機能型居宅介護  法人が総合事業サービスを運営している場合  ・変更届出書（様式第三号（一）） | 法人の名称の変更とは当該法人の「商号変更」のみを指します。  吸収合併、事業譲渡等により**事業所の運営法人が別法人へ変更となる場合は新規申請が必要**となります。**変更届では処理できません**。運営法人が変更となる場合は必ず**事前にご相談ください。**  **※1** 現在事項証明書は不可。  **※2** 法人の名称・所在地、代表者の氏名・住所に変更があった場合は、[**業務管理体制の変更届**](https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-fukushi/fukushido/_72625/gyoumukanritaisei.html)も必要です。（「指定事業所が吹田市内にのみに所在する事業者」の届出先は**吹田市**となります。）  **※3**法人の規模が大きい等の理由で、法人代表者以外が地域密着型サービス事業者の代表者を就任している場合は不要。 |
| **代表者の氏名、生年月日及び住所及び職名**  **※2** | 共通  **・変更届出書（様式第一号（五））**  ※代表者の変更届出は、変更届出書に代表者の  **①職名②氏名及びふりがな③生年月日④住所⑤電話番号**  を必ず明記してください。  **・履歴事項全部証明書（原本のみ）※1**  **・事業所一覧(参考様式11)**  **・誓約書(参考様式９【共通】)**  法人が以下の①～③のサービスを運営している場合**※3**  **・認知症対応型サービス事業開設者研修修了証書の写し**  ※未受講の場合は誓約書を提出してください。  **・経歴書（参考様式２）**  **・実務経験証明書 代表者の資格要件を満たしていることが確認できるもの（介護業務経験等２年以上）**  ①（介護予防）認知症対応型共同生活介護  ②（介護予防）小規模多機能型居宅介護  ③看護小規模多機能型居宅介護  法人が総合事業サービスを運営している場合  ・変更届出書（様式第三号（一）） |
| **地域密着型サービス事業者の代表者の氏名、生年月日及び住所※4** | **・変更届出書（様式第二号（四））**  **・認知症対応型サービス事業開設者研修修了証書の写し**  ※未受講の場合は誓約書を提出してください。  **・経歴書（参考様式２）**  **・実務経験証明書 代表者の資格要件を満たしていることが確認できるもの（介護業務経験等２年以上）**  **・委任状**  **・事業所一覧(参考様式11)**（※4の①～③に該当する事業所のみ記載） | **※4**法人の規模が大きい等の理由で、法人代表者以外が以下①～③の地域密着型サービス事業者の代表者に就任する場合  ①認知症対応型共同生活介護  ②小規模多機能型居宅介護  ③看護小規模多機能型居宅介護 |